

(取得しない個人情報)

第8条 協議会は、次に掲げる個人情報は取得しないものとする。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報は除く）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) その他取得することがふさわしくない事項

### 第3章 管理体制、管理方法

(安全管理措置)

第9条 協議会は、個人情報を安全に管理するために必要かつ適切な措置を講じる。

(個人情報管理責任者)

第10条 協議会は、個人情報を安全に管理するため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任する。

- 2 管理責任者は、個人情報が外部に漏洩したり、滅失したり、あるいは毀損したりすることがないように、慎重に管理しなければならない。

(個人情報の禁止事項)

第11条 職員は、いかなる事情があれ、個人情報に関し、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 外部の者に漏洩すること
- (2) 業務以外の目的で使用すること
- (3) 不正に改ざんすること
- (4) その他不正を行うこと

(外部への持ち出しの禁止)

第12条 職員は、個人情報が記録されている媒体を外部へ持ち出してはならない。

- 2 やむを得ない事情によって外部へ持ち出さなければならないときは、次の事項をあらかじめ管理責任者に申し出て、その許可を得なければならない。
  - (1) 持ち出す目的
  - (2) 情報を持ち出す個人の範囲
  - (3) 持ち出す個人情報の範囲
  - (4) 持ち出し先
  - (5) 持ち出す日時
- 3 個人情報を外部へ持ち出したときは、個人情報が不正に第三者に漏洩することのないよう、十分注意しなければならない。

(第三者への提供の制限)

第13条 協議会は、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。但し、次の場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 障害者の自立支援のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

## 第4章 開示及び訂正等

### (本人への開示)

第14条 協議会は、本人から本人の情報の開示申出書(別記様式第4号)が提出されたときは、本人に対して開示する。但し、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがある。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 個人情報保護法以外の法令に違反することとなる場合
- 2 開示申出書を受理するにあたり、必要に応じて、本人であることを確認するもの提出を求めるものとする。
  - 3 第1項但し書きに定めるところにより、個人情報の全部又は一部を開示しないことを決定したときは、本人に対し速やかにその旨を通知する。

### (顧客情報の訂正等)

第15条 協議会は、本人から本人の情報の内容が事実でないという理由によって、その内容の訂正、追加、削除(以下「訂正等」という。)の申出書(別記様式第5号)が提出された場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において速やかに調査を行い、その結果に基づき内容の訂正等を行う。

- 2 内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に対して速やかに次の事項を通知する。
  - (1) 訂正等の内容
  - (2) 訂正等を行った年月日
- 3 訂正等を行わないことを決定したときは、本人に対し、速やかにその旨を通知する。

### (利用停止等)

第16条 本人から「個人情報当初の利用目的に違反して利用されている」又は「個人情報が不正な手段によって取得されたものである」という理由によって、その個人情報の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の申出書(別記様式第5号)が提出され、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、速やかにその個人情報の利用停止等を行う。

但し、利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとるときは、この限りではない。

- 2 内容の全部又は一部について利用停止等を行ったときは、本人に対し速やかに次の事項を通知する。
  - (1) 利用停止等の内容
  - (2) 利用停止等を行った年月日
- 3 利用停止等を行わないことを決定したときは、本人に対し速やかにその旨を通知する。

### (苦情の処理)

第17条 協議会は、個人から個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられたときは、誠実に対応する。

## 第5章 不正行為の通報及び調査

### (管理責任者への通報義務)

第18条 職員は、他の職員がこの規程に違反する行為を行ったことを知ったときは、次の事項を、速やかに管理責任者に通報しなければならない。

- (1)行った者の氏名、所属
  - (2)行った行為の具体的な内容
  - (3)その他知りえた事実
- 2 通報は、文書、口頭、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等、その方法は問わないものとする。
- 3 通報は、匿名で行うこともできる。

### (事実関係の調査)

第19条 管理責任者は、職員から違反行為の通報があったときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 管理責任者は、事実関係の調査にあたり、通報者に対して迷惑がかからないよう、十分配慮しなければならない。

### (適切な措置の実施)

第20条 管理責任者は、事実関係の調査の結果、事実が確認されたときは、直ちに適切な措置を講じなければならない。

### 附則

この規程は、平成19年2月14日から施行する。

杵藤地区自立支援協議会 様

個人情報提供に係る同意書

私は、杵藤地区自立支援協議会及び部会（以下「協議会等」という。）において障害者に関する困難事例のあり方等の検討を行うため、必要な個人情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

社会資源調査票についての同意書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

当事業所は、障害者の自立支援に係る社会資源調査票（以下、「調査票」という。）が、杵藤地区管内市町の障害者自立支援法に基づく各相談窓口において、障害者等へのサービス提供資料として使用されることに同意します。

〈同意のお願い〉

杵藤地区自立支援協議会は、杵藤地区に居住する障害者に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的として設置された協議会です。

調査票は、杵藤地区管内市町の各相談窓口にこられた障害者及びその御家族へのサービス提供資料として使用することを目的として、協議会の全ての構成機関の合意により作成しました。

調査票は、原則として相談支援事業以外の目的に使用することはありませんので、御協力をよろしくお願いいたします。

開示申出書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私の個人情報について、下記のとおり開示の申出をします。

記

1 個人情報の内容

2 開示を求める項目

① 全部

② 一部 (項目名 \_\_\_\_\_ )

訂 正  
追 加  
削 除  
利用停止

申出書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出をします。

記

1 開示を受けた年月日： 平成 年 月 日

2 〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出の内容

開示内容

〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容

## 佐賀県自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第78条第1項の規定に基づき県が実施する地域生活支援事業のうち、特に専門性の高い相談支援事業その他広域的な対応が必要な事業の円滑な実施を行うため、県、県域における専門相談機関・事業所、各福祉圏域における委託相談支援事業者等が、佐賀県下でネットワークを形成し、利用者主体の相談とサービスの普及を図り、もって、地域社会の中で障害のある人がより豊かに安心して暮らすための地域生活支援の推進に資することを目的として、佐賀県自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組織及び会議)

第2条 協議会は、次に掲げる機関をもって構成する。

- 一 県関係機関 障害福祉課、健康増進課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所
  - 二 県域分野別相談支援事業所 佐賀県発達障害者支援センター、佐賀県難病支援センター及び佐賀県障害者就業・生活支援センター
  - 三 相談支援事業所 小城・多久地区障害者相談支援センター、東与賀町障害者相談支援事業所、佐賀地区障がい者総合相談窓口、唐津市障害者相談支援センター、玄海町相談支援窓口、生活支援センターもしもしネット、伊万里有田地区障害者生活支援センター、武雄市相談支援センター、嬉野市障害者等相談支援窓口、大町町障害者相談窓口、江北町、白石町障害者相談、鹿島市及び太良町
  - 四 その他協議会が必要と認める機関
- 2 協議会は、全体会議、総合相談窓口部会及び必要に応じて設けた部会とする。

### (協議内容)

第3条 協議会は、次に掲げる協議を行う。

- 一 地域生活支援に関するアドバイザーの配置・活用
- 二 地域生活支援に関する情報の収集と提供
- 三 地域生活支援に関する人材の育成
- 四 地域生活支援に関する研修
- 五 地域生活支援に関する研究
- 六 地域生活支援に関する社会的な提言
- 七 その他の目的のために必要な活動

### (会議の開催)

第4条 全体会議は、年に2回程度開催する。

- 2 部会のうち総合相談窓口部会は概ね2箇月に1回、その他の部会は随時開催することとし、障害福祉課長が招集する。ただし、必要と認められる場合は、随時招集することができるものとする。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。



1 会議の対象圏域 佐賀県全域

2 会議の目的

障害者自立支援法及び地域生活支援事業実施要綱に基づき下記(1)(2)の必須事業及び(3)の任意事業を実施する方策を検討し、チャレンジドの自立支援を推進し地域生活を進めること。

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 広域的な支援事業
- (3) サービス・相談支援者、指導者育成事業

3 目的達成のための具体的方策

地域生活支援事業実施要綱に基づき下記の事業を推進するための方策を検討し、県障害者計画や県障害福祉計画の策定、がんばらんば宣言の具体化に資することを目的とする。

- (1) 専門性の高い相談支援事業
  - ①発達障害／自閉症支援 ②就労支援 ③高次脳機能障害支援 ④障害児療育支援
  - ④その他(難病支援など)
- (2) 広域的な支援事業
  - ①県相談支援アドバイザーの設置 ②精神障害者退院促進 ③その他(地域移行促進)
- (3) サービス・相談支援者、指導者育成事業(人材育成のための研修の実施)
  - ①障害程度区分認定調査員研修 ②相談支援従事者研修 ③サービス管理責任者研修
  - ④居宅介護従業者等養成研修 ⑤手話通訳養成研修 ⑥盲ろう者通訳介助員研修
  - ⑦身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 ⑧音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

4 目的達成のための構成員

- 一 県関係機関 障害福祉課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所
- 二 県域分野別相談支援事業所 佐賀県発達障害者支援センター、佐賀県難病支援センター及び佐賀県障害者就業・生活支援センター
- 三 相談支援事業所 小城・多久地区障害者相談支援センター、東与賀町障害者相談支援事業所、佐賀地区障がい者総合相談窓口、唐津市障害者相談支援センター、玄海町相談支援窓口、生活支援センターもしもしネット、伊万里有田地区障害者生活支援センター、武雄市相談支援センター、嬉野市障害者等相談支援窓口、大町町障害者相談窓口、江北町、白石町障害者相談、鹿島市及び太良町
- 四 その他協議会が必要と認める機関  
(県アドバイザー、市町代表、NPO法人それいゆの他、協議会での協議を踏まえ適宜追加)

5 目的達成のための会議

会議	目的	構成	招集	開催日 (案)	場所
全体会議	広域調整案件方針策定・制度設計 (中長期含む) 案策定等	構成員の代表	障害福祉課	(1)・7月 第3水曜日 14:00～	正庁
総合相談窓口部会	情報 (課題) の共有化、情報発信、学習、制度設計案作成、個別ケース (困難・成功) プレゼンテーション	総合相談窓口職員	障害福祉課	奇数月 第3水曜日 14:00～	正庁
人材育成部会 (案)	地域生活支援に係る人材育成方策の検討、情報発信等の内容整理	関係機関	障害福祉課	随時	県庁会議室
研究会 (案)	成年後見制度、精神障害者退院促進事業、発達障害/自閉症関係事業、高次脳機能障害、難病関係	関係機関	障害福祉課	随時	県庁会議室

# 佐賀県自立支援協議会イメージ図

資料 2

